

社会福祉法人調布市社会福祉協議会

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業同行援護従業者養成研修

一般課程及び応用課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「協議会」という）

調布市小島町2丁目47番地1

（目的）

第2条 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等の、移動時及びそれに伴う外出時における視覚的情報の支援や移動の援護に、適切に対応できる必要な知識、技能を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

障害者居宅介護従業者基礎研修等事業 同行援護従業者養成研修 一般課程及び
応用課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

調布市福祉人材育成センター同行援護従業者養成研修 一般課程及び応用課程（通学）

（年間事業計画）

第5条 平成29年度の研修事業は次の計画のとおりする。

区分	課程	実施期間	募集定員
第1回	一般	平成29年7月	16名
第2回	応用	平成29年7月	16名
第3回	一般	平成30年1月	16名
第4回	応用	平成30年2月	16名
合計			64名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。

- ①原則として調布市内に在住、または在勤の者
- ②ガイドヘルパーとして実働できる者
- ③一般課程と応用課程通して全日程出席できる者
- ④当該事業の定める学則に同意する者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込)

- ①受講料(テキスト代込)2,592円を一括納入(税込。申し込み日に納入)
- ②研修申込後の受講料の返還は原則として行わない。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区 分	テキスト名	出版社名
第1回～第4回	『同行援護従業者養成研修テキスト 第3版』	中央法規

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- ①受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに提出する。
- ②受講希望者は研修参加費用を申し込みの際に納入する。
- ③受講者の決定を行い、受講決定通知書をもって受講者宛てに通知する。
- ④開校日に教材を配布する。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は認められない。

(修了の認定)

第 14 条 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議で修了を認められた者とする。

(研修欠席者の扱い)

第 15 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

(補講について)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、補講は行わない。

(受講の取り消し)

第 17 条 次の各号の一に該当するものは、受講を取り消すことができる。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ②研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証書等の交付)

第 18 条 第 14 条により修了を認定された者は、当法人において東京都障害者居宅介護従業者基礎研修等事業実施要綱 8 に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第 19 条 修了者の管理は次のとおりとする。

- ①修了者は修了台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都で指定した様式に基づき知事に報告する。
- ②修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第 20 条 本研修事業は当協議会こころの健康支援課福祉人材育成係にて執行する。

(本人確認)

第 21 条 受講申込受付時又は初回の講義時等に運転免許書・健康保険証の提示等により本人確認を行う。

(その他留意事項)

第 22 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署： こころの健康支援課苦情対応窓口 電話 042-452-8180

(2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第 23 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当協議会がこれを定める。

(附則)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。